一　保安林の所在場所　愛知県西尾市東幡豆町横根三三から三五まで、四七の五九から四七の六七まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び西尾市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福島県大沼郡金山町大字川口字下宇津野一三七、一四〇、一四一、一四八から一五一まで、一五〇の二、字百貫目沢一五七、一五八、一五九の二、一五九の三、字大平道下二四八八の一、二四八八の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福島県西白河郡西郷村大字羽太字柿ノ木山八、九
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡棚倉町大字祝部内字胡麻沢一〇、一五
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福島県岩瀬郡天栄村大字牧之内字石切場一の七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字石切場一の七（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び天栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町塩江字背戸山甲七八六の一、甲七八七の三から甲七八七の七まで
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福島県耶麻郡猪苗代町大字三郷字大平五九九三の三五、五九九三の甲ケ、五九九三の甲ケ一、五九九三の乙イ一、五九九三の乙イ三、五九九三の乙リ、五九九三の乙ヌ、五九九三の乙カ、五九九三の乙ワ、五九九三の乙ヨ、五九九三の乙ヨ一、五九九三の乙ヨ三、五九九三の七四、五九九三の乙タ、五九九三の乙レ、五九九三の乙ツ一から五九九三の乙ツ四まで、五九九三の七九から五九九三の八一まで、五九九三の八六、五九九三の八九、字早坂五九〇八の乙ロ、五九〇八の乙ハ、五九〇八の乙ヘ、五九〇八の乙ト一、五九〇八の乙ト二、五九〇八の乙ト四から五九〇八の乙ト八まで、五九〇八の八八、五九〇八の八九、五九〇八の九一、五九〇八の九四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大平五九九三の三五、五九九三の甲ケ、五九九三の甲ケ一、五九九三の乙イ一、五九九三の乙イ三、五九九三の乙イ四、五九九三の六五、五九九三の乙リ、五九九三の乙ヌ、五九九三の乙カ、五九九三の乙ヨ、五九九三の乙ヨ一、五九九三の乙ヨ三、五九九三の七四、五九九三の乙タ、五九九三の乙レ、五九九三の乙ツ一から五九九三の乙ツ四まで、五九九三の七九から五九九三の八一まで、五九九三の八六、五九九三の八九、字早坂五九〇八の乙ロ、五九〇八の乙ハ、五九〇八の乙ヘ、五九〇八の乙ト一、五九〇八の乙ト二、五九〇八の乙ト四から五九〇八の乙ト八まで、五九〇八の八八、五九〇八の八九、五九〇八の九一、五九〇八の九四（次の図に示す部分に限る。）、字早坂五九〇八の乙ロ、五九〇八の乙ハ、五九〇八の乙ト一、五九〇八の乙ト二、五九〇八の八八、五九〇八の九一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。